



〒324-0057
住吉町1-9-37
TEL (23) 6236 FAX (24) 0688
受付：平日午前9時～午後4時(昼休み除く)



市では、消費者安全法の規定により、市民の消費生活における被害を阻止し、その安全を確保するため、昭和60年に「大田原市消費生活センター」を設置しました。現在、消費生活専門員(国家資格)などの資格を持つ相談員を7名配置して、市民の皆さまからの電話や来所による相談を受けています。相談は無料で、解決に向けて親身に取り組んでいます。なお、来所での相談の際には契約者ご本人が契約書などの書類を持参していただくと、スムーズな対応ができます。

消費者行政

消費者行政とは、消費者の利益や権利を保護するための行政です。

契約に関するトラブルや、悪質な商法による被害、食品や商品による事故などあらゆる消費問題に対応し、被害を無くしていく働きをしています。また、市民の自主的な消費者活動や消費者団体などを支援していくのも消費者行政の一つの働きです。

各自治体の消費生活センターでは、消費問題に係る市民からの相談を受けられる体制を整備し、消費生活相談員によって解決に向けた助言や情報の提供、関係機関へのあっせんなどを行っています。「理不尽な契約をさせられてしまったが取り消したい」「お金をだまし取られてしまった」「クーリング・オフの仕方を教えてほしい」といった相談をはじめ、近年増加している架空請求はがきによるトラブルや借金などの多重債務の相談にも対応しています。

こんなトラブル聞いたことありませんか？



など



消費者庁管轄下において東京都と神奈川県に「独立行政法人国民生活センター」があり、各自治体には市民に一番近い相談窓口としての「消費生活センター」が設置されています。

パイオネット

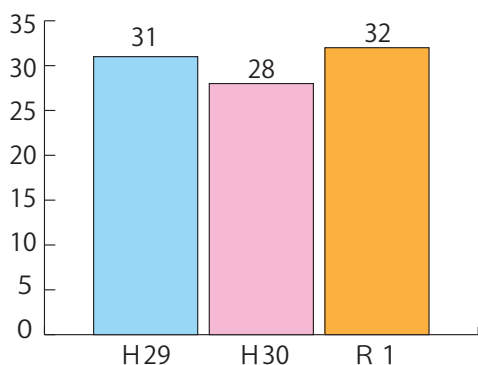
相談実績・PIO-NET

市民の皆さまから寄せられた平成 30 年度の相談は 586 件あり、その中でも、架空請求などの特殊詐欺と呼ばれる相談が一番多く、185 件ありました。これらのすべての相談は、それぞれの消費生活センターに配備されている「PIO-NET」と呼ばれるシステムにより、国民生活センターに集約され、全国の消費生活センターで情報が共有されます。この情報は、商品事故の注意喚起や悪質業者への指導など消費者被害の拡大防止に活用されています。なお、個人情報については厳重に保護されていますので、安心してご相談ください。

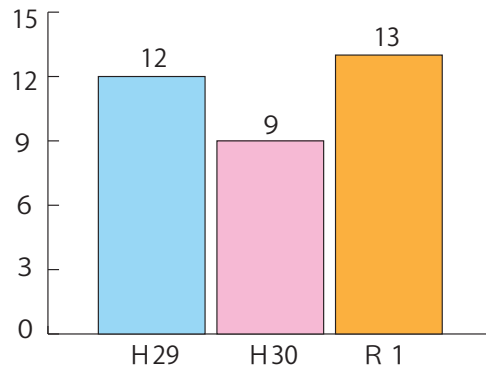
ほほえみセンター巡回支援・出前講座

当センターでは、相談だけではなくほほえみセンターの巡回支援や、学校関係・公民館などへの出前講座を行っています。近年増加している高齢者を狙った詐欺や、成人年齢引き下げに伴う若者へのトラブル防止の啓発など、要望に応じた講座を行っています。最新の事例や傾向を取り入れながら楽しく学ぶことができますので、ぜひご活用ください。

ほほえみセンター巡回数



出前講座件数



お近くの消費生活センター
につながります。

消費者庁 消費者ホットライン TEL 1 8 8
イメージキャラクター イヤヤン

相談員より



消費に関わる相談を幅広く受け付けています！

おかしいな、困ったな、こんな相談受けてくれるかな…と、迷ったときはお気軽にお電話ください！一人で悩まずすぐに相談を！また、身内やご近所の方で困っている方がいたら、大田原市消費生活センターを案内してください。

特集に関する問い合わせ 生活環境課 本2階 TEL (23) 8832